

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則... (法制文書課)	1
○事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課)	11
○北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則..... (法制文書課)	11

規 則	
知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月31日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第52号	
知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	
知事が保有する個人情報の保護に関する規則 (平成6年北海道規則第97号)の一部を次のように改正する。	
第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に改める。	
第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。	
第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様式の個人情報開示 (不存在) 決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。	
第8条を次のように改める。 (個人情報の存否を明らかにしない決定通知書)	
第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。	
第19条から第22条までを削る。	
第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。	
第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、	

「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。
第16条中「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。
第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条とする。
第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同条を第18条とする。
第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。
第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とする。
第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。
第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。
第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。 (個人情報不存在通知書)
第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。 (開示請求事案移送通知書)
第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)
第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。 (1) 開示請求年月日 (2) 意見書の提出先及び提出期限
2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。
3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。
4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。 第23条を次のように改める。 (訂正請求事案移送通知書)
第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。
第24条中「第50条」を「第55条」に改め、同条を第32条とし、第23条の次に次の8条を加

える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認）

第26条 知事は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書

（2）個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（審査会に諮問した旨の通知）

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

（2）条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「7 受 理 年 月 日」を「7 受 付 年 月 日」に改め、「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2項」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個 (3) 北海道個
	理 由	

に改める。

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

5 備 考	
-------	--

を

5 備 考	
-------	--

1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てを

することができま

す。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

改め、

「

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を

北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

」

削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に

改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

「

6 備 考

」

「

6 備 考

」

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

改め、

「

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を

北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

」

削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道知事

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
4 備 考	

1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個 人 情 報 不 存 在 通 知 書

第 号

年 月 日

様

北海道知事

印

年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんでした

ので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- （日本工業規格A4）

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」

- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事

となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

- 「 教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、を北海道知事に対して異議申立てをすることができます。」
- 「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由		を	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個
			理 由	

個人情報保護条例第31条第2項本文 個人情報保護条例第31条第2項ただし書

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に、

1 訂正を求める箇所		を
------------	--	---

「

1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	に、
2 訂正を求める箇所		」

「2 訂正を求める内容」を「3 訂正を求める内容」に、「3 及び4」を「4 及び5」に、「3 本人の氏名及び住所」を「4 本人の氏名及び住所」に、
「4 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）」

「5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）」を「5 から9 まで」を「6 から10 まで」に、「5 請求者の

本人確認」を「6 請求者の本人確認」に、「6 請求資格確認」を「7 請求資格確認」に、「7 受理年月日」を「8 受付年月日」に改め、「平成」を削り、「8 担当部課等」を「9 担当部課等」に、「9 備考」を「10 備考」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事

印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	

2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関（知事）の担当部課等	部 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするようになります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道知事

印

北海道個人情報保護条例に基づき、年 月 日に次のとおり

に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれているに関する情報の内容	
-------------------------------	--

2 北海道個人情報保護 条例第17条の規定によ り開示をする理由			
3 意見書の提出先 (担当部課等)	(〒 -)	部	課
	電話	(内線)	
	FAX		
4 備考			

(日本工業規格A4)

別紙

個人情報の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道知事様

住所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情 報に含まれている自己に 関する情報の内容			
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無	
3 意見	開示されると 支障がある部分		

	開示されると 支障がある理由	
--	-------------------	--

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載し
てください。
(日本工業規格A4)

別記第11号様式(第11条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事

印

年 月 日付けの

に関する情報が含まれている個人
情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のと
おり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人 情報に含まれている に 関する情報の内容			
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け	第	号
3 開示決定をした理由			
4 開示を実施する日	年 月 日		
5 担当部課等	部	課	
	電話	(内線)	

6 備 考	
-------	--

- 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第23条関係）

訂 正 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道知事



年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 訂正請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	

3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関（知事）の担当部課等	部 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個 人 情 報 訂 正 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道知事



年 月 日付けで提供をした個人情報について北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	

3 訂 正 年 月 日	年 月 日
4 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A 4)

別記第18号様式（第25条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第14条
第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る 個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容 及び理由	

法定代理人による請求の場合には、次の 4 及び 5 の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
5 本人の未成年者又は成年被 後見人の別（該当する番号を ○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の 6 から10までの欄は、記入する必要はありません。

6 請 求 者 の 本 人 確 認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他()
7 請 求 資 格 確 認	(1) 法定代理人() (2) その他()
8 受 付 年 月 日	年 月 日
9 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
10 備 考	

- 注 1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康
保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注 1 の書類の
ほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報
一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

(日本工業規格A 4)

別記第19号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事

印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護
条例第38条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延
長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 個人情報の内容	
2 北海道個人情報保護 条例第38条第 1 項に規 定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書
	理 由	
	決定時期	年 月 日
4 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)	
5 備 考		

(日本工業規格A4)

別記第20号様式 (第29条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所及び内容	
2 利用停止をする箇所及び内容	

3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止をする理由 (一部利用停止をするときのみ記入)	
5 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
6 備 考	

- この利用停止決定 (以下「処分」という。) に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所 (又は 地方裁判所) に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第21号様式 (第29条関係)

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所	
--------------	--

2 利用停止をしない理由	
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
4 備 考	

1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A 4)

別記第22号様式（第30条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道知事 

年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報の内容及び決定	
-----------------------	--

2 異議申立ての内容	
3 諮 問 を し た 日	年 月 日
4 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
5 備 考	

(日本工業規格A 4)

別記第23号様式（第31条関係）

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事 

に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（却下又は棄却す	

る決定)の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

別記第24号様式 (第31条関係)

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道知事



に関する情報が含まれている個人情報について、年 月 日付け 第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報 (非開示とした個人情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報) のうち、 に関する情報	
2 1 に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する	

平成17年3月31日 (木曜日)

北 海 道 公 報

号外第9号 11

決定 (原処分を変更する決定) の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

事業者が保有する個人情報の保護に関する規則 (平成6年北海道規則第98号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第36条」を「第48条」に改める。

第3条中「第37条」を「第49条」に、「第38条」を「第50条」に改める。

第4条及び第5条第1項中「第39条」を「第51条」に改める。

第6条中「第41条」を「第53条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第11号様式中「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。